

GUNMA TEXTBASE 構想に係るフィールドワークおよび繊維産地分析業務

提案要領

1 業務の名称

GUNMA TEXTBASE 構想に係るフィールドワークおよび繊維産地分析業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県は、桐生産地をはじめとする国内有数の繊維産地を有しており、長年にわたり日本の繊維産業を支えてきた。一方で、産地を取り巻く環境は大きく変化しており、担い手不足、設備の老朽化、情報発信力の弱さ等、様々な課題が顕在化している。

本業務は、県内繊維産地（主に桐生産地を想定）をフィールドとして、繊維産業に精通した有識者、バイヤー、デザイナー等によるフィールドワークを実施し、産地が有するリソース（技術、人材、設備、ネットワーク等）を多角的に分析するとともに、今後産地として伸ばすべき分野や、新たに必要となる機能を明らかにすることを目的とする。

3 業務の内容

GUNMA TEXTBASE 構想に係るフィールドワークおよび繊維産地分析に係る業務全般
（詳細は「仕様書」のとおり）

4 予算額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・消費税及び地方消費税の税率は10%として積算してください。
- ・採用された事業者におかれましては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整のうえ、再度見積もりをお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年12月31日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと

- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者であること

7 スケジュール

- (1) 質問受付期間
令和8年5月11日(月)午後5時まで ※詳細は、下記8のとおり
- (2) 参加申し込み
令和8年5月11日(月)午後5時 必着 ※詳細は、下記9のとおり
- (3) 企画提案書提出期限
令和8年5月18日(月)午後5時必着 ※詳細は、下記10のとおり
- (4) 審査期間
令和8年5月19日(火)～21日(木) ※詳細は、下記11のとおり
- (5) 結果発表
令和8年5月22日(金)頃(予定)

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付期間
令和8年5月11日(月)午後5時まで
- (2) 質問様式
質問書(様式1)による。
- (3) 質問方法
E-mail
※ 件名を「GUNMA TEXTBASE 構想に係るフィールドワークおよび繊維産地分析業務 質問事項」としてください。
※質問書を提出した際は、下記10(4)に必ず電話連絡をお願いします。
- (4) 提出先
下記10(4)に同じ
- (5) 回答方法
 - ・質問受付日から原則として土曜日・日曜日・祝日を除き3日以内に質問内容と回答を県ホームページに公開します。(事業者名は非公表。)
 - ・令和8年5月14日(木)までには全ての回答完了を予定しています。

9 参加申し込み

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式2)」を提出してください。

- (1) 提出期限
令和8年5月11日(月)午後5時 必着
- (2) 提出方法
E-mail
※参加申込書を提出した際は、下記10(4)に必ず電話連絡をお願いします。

- (3) 提出先
下記 10 (4) に同じ

10 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり電子データを提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙 (様式 3)
- イ 企画提案書本体 (様式自由) ※20 枚以内としてください
- ウ 業務実施体制表 (様式 4)
- エ 費用見積書 (任意様式)

※宛名は「群馬県知事山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

オ 法人登記簿謄本 [3 カ月以内に発行されたもの。コピー可]

カ 決算書 [直近のもの 1 期分 (半期決算の場合は 2 期分)]

キ 会社概要 (パンフレット等)

ク 誓約書 [群馬県暴力団排除条例第 7 条関係] (様式 5)

ケ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」(様式 6)

※令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の期間において、消費税法上の課税事業者にあたる場合は「課税事業者届出書」を、免税事業者にあたる場合は「免税事業者届出書」を、それぞれ一部提出すること。

(2) 提出方法

- ・電子データ：E-mail (5MB を超える場合は、県のファイル共有システムを案内しますのでご連絡ください。また、zip ファイルやファイル転送サービスは受け取れませんのでご注意ください。)

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日 (月) 午後 5 時必着

(4) 提出先

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 12 階

群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室 地場産業係

電話：027-226-3358 E-mail：jibasan@pref.gunma.lg.jp

(5) 提出物の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・当該書類は本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(6) その他注意事項

- ・書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。

1 1 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、最も優れた企画提案を提出した事業者を優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

なお、審査結果は、5月22日（金）頃（予定）までに応募者すべてに通知します。
(審査基準)

| 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
|----------------|--|----|
| 趣旨、目的の理解に関すること | ・ 事業の趣旨を理解したものとなっているか。 ・ GUNMA TEXTBASE 構想における本業務の位置づけを理解しているか | 10 |
| 企画提案内容に関すること | ・ 調査から分析、整理までの流れが論理的か ・ 業務全体の進め方が明確で実現性が高いか ・ 桐生産地の実情を把握するための適切な調査設計となっているか ・ 有識者、バイヤー、デザイナー等の人選が適切か ・ 専門性やネットワークを十分に活かせる体制か | 20 |
| 分析・専門性に関すること | ・ 強み・弱みを多角的に捉える視点があるか ・ 国内外市場や他産地との比較視点が盛り込まれているか ・ 今後産地に必要となる機能の整理が具体的かつ説得力を有しているか | 10 |
| 実施体制に関すること | ・ 業務を確実に実施できる体制が整っているか ・ 役割分担が明確か ・ 繊維産業、地域産業、産地分析等に関する実績を有しているか | 5 |
| 費用に関すること | ・ 費用対効果の高いものとなっているか。 ・ 費用の積算は適切か。過度に経費の高い項目はないか。 | 5 |
| 合計 | | 50 |

1 2 契約

- ・ 上記 1 1 において選定された者を、事業の委託契約候補者とします。
- ・ 契約にあたっては別途必要書類を求める場合があります。
- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ 委託により作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- ・ 本業務は、国の交付金（地域未来交付金等）を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。

- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合があります。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存していただきます。